

会議の名称	議会改革特別委員会	開催月日・令和5年11月20日 開会時間・午前・午後2時59分 閉会時間・午前・午後4時09分
出席者	南谷 清司 後藤 國弘 安藤 誠 佐藤 健 花村 隆	
欠席者	川柳 雅裕	
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項		<ul style="list-style-type: none"> ○ 議案質疑、海外視察、政務活動費について ○ 会派室割当方法について ○ 議会図書室及び情報システムの充実について

【開会=午後 2 時 5 9 分】

南谷清司委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。川柳委員からは欠席の連絡を受けておりますのでよろしくお願い致します。

本日の協議事項は質疑時間、海外視察、政務活動費についてであります。前回、議員章の取り扱いを協議しまして、大筋の了解を得ましたので、それを規程という形で案をお示しすることとなっております。その案を用意しておりますのでご覧ください。その案のところに高知市と沖縄市の規程があります。前回、岐阜市とか大垣市、各務原市の規程も配布させていただいておりますので、これを参考にしていただいて、羽島市議会議員記章規程（案）についてご確認をお願いします。前回の話のとおり、任期はじめに 1 個を交付、2 期目以降は希望者に交付という形で規定を定めております。あと、いつバッジを着けるかというのは、公務に従事するときというふうで、公務に従事するときはバッジを着けましょうということです。何が公務になるかということになるとややこしくなってくるので、そこはさらっといきましょう。ということでご覧ください。職を退いたときはその効力を失うということで、返却は求められておりません。ただし、他人に譲渡または貸与してはならないということですので、余分にあるから新人の議員さんにあげるということはルール上できません。よろしいですか。

（異議なし）

南谷清司委員長

異議なしということで、これで決定して、案を議会運営委員会の方へ送りたいと思います。

続きまして、質疑時間の取り扱いになります。私の方のレジュメで、質疑時間のことについて、前回のご意見は概ね現状維持ということでしたが、討論時間を増やしてはという意見もありました。ただ、討論時間を増やすと、予算決算が特別委員会ですから、設置されない場合には質疑の時間で予算決算の質問を全部しないといけないということで、なかなか厳しいと、ところが予算決算特別委員会は今後おそらくずっと設置され続けるだろうと、その辺をどう工夫するかということなんですが、2 枚綴じてあるレジュメの 2 ページ目、質疑時間等のところで、議員活動に関する申し合わせ事項の第 10 で質疑 70 分以内、一般質問 5

	<p>0分以内、討論10分以内と規定されていますが、この第10にただし書きを追加して、予算決算特別委員会で質疑ができる場合は質疑60分、討論20分と、質疑の10分を討論に回すということにして、その場合、一つの議案に対する討論は10分以内とすると、20分になって1つの議案に20分も討論されたらちょっとかなわないので、それは今までの前例と言いますか、10分の精神を引き継いで、一つの議案に対しては10分以内で、全体で20分ですよという、このようなただし書きを追加すると予算決算特別委員会が設置された場合、されなかった場合のあい路は解消できるかなとは思いますが、皆さんのご意見を、今回はそこまで詰めて議論が終わっていませんので、ちょっと検討していただいて、順番にお聞きします。議案が6つ、7つとあって、全てに討論しようとする1つの討論が1分とか2分になって、非常に厳しい状況になることは確かですね。それが討論としていいのかという疑問があったりもするので、ある程度時間を取った方がいいんじゃないかというのは私の個人的な感想ですが。</p>
花村委員	<p>質問ですけど、第10の修正案ということで下段に書いてあるけど、これが今回の案ということで。</p>
南谷清司委員長	<p>これを基準に議論をいただいたほうが議論が進みやすいと思いますので、案ということでよろしくお願いします。</p>
安藤委員	<p>第10の修正案で、委員長おっしゃるように、討論が20分もあると、1つに20分あるとかなり時間を要してしまうので、1議案に10分というのは適当であると思います。質疑は60分以内というルールは変わらないと思います。</p>
佐藤委員	<p>この修正案に賛成であります。1つだけ検討しなければならないと思った点があります。それが、今の議場において、残時間の表記があるわけですが、そのタイマーのやり方とか、時間が今何分なのかという表示を何回もやり直す必要がある可能性があるため、その運用についての検討が必要ではないかと考えます。</p>
南谷清司委員長	<p>タイマーの運用というのは、1つの議案に対する討論は10分以内という、その10分をどうチェックするということですか。</p>

佐藤委員	<p>2つの要素がございまして、1つは今おっしゃった要素で、もう1つは20分以内の表示も必要だと思います。なので、2つのタイマーが必要になるわけですから、その2つの表示をするというのがシステム上できるのかどうか、できないのであれば別途予算を組んで議場のシステムを変えないといけないので、こういった運用になるか検討が必要になると思いました。</p>
南谷清司委員長	<p>要するに、20分のタイマーはランニングで20分間ずっと減っていくけれど、議案ごとの10分を測ることはできるけど、みんなに見せることができないという、そういうことですよ。</p>
佐藤委員	<p>そうです。</p>
南谷清司委員長	<p>そんなことにお金をかけるのはあれなので、お金をかけずに何とか解決しようとする、以内とするを制限ではなくて目標なり、守らないといけないではなく、そういうふうにしましょうという、何とかみんなでそうやりましょうという表現にするとタイマーまではいらないという、みんなの意識の中で守ってもらえばいいという、だから、強引に20分1つの議題でやる人がいても仕方がない、そんなふうになればお金もかからないと思いますし、どうですか。</p>
佐藤委員	<p>おっしゃる通りだと思います。野次が飛ぶ可能性もありますし、その辺をどう考えるかはまた別途考える必要があると思いますけど。</p>
花村委員	<p>第10の修正案で概ね賛成なんですけど、今言われた1つの議案に対する討論は10分以内とするというのはいらんんじゃないかというふうに考えます。さっき言われたように、最初の討論は10分カウントしやすいけど、2目以降の討論のはじめから何分経過したかというのはカウントしにくいということもあるし、1つの議案に対する討論は10分以内とか、あまり細かいことまで決めないほうがいいのかという観点からそういう意見を申し上げます。</p>
後藤國弘委員	<p>第10の修正案で大体いいと思うんですけど、討論を10分以内というのは概ねとか、曖昧な言葉を入れておけば、</p>

	<p>発言者の議員に任せるということになるかと思うので、1つの議案に対しては概ね10分以内を目安とするみたいな形にすればいいと思いますし、あまりこの部分は入れなくても、花村委員が言われたように入れなくてもいい気がします。やはり討論の部分でしっかりここだけは言っておきたいという部分があるかと思いますが、もし入れるとしたら曖昧な表現で入れたほうがいいと思いますけど、なくしてもいいと思います。</p>
南谷清司委員長	<p>この10分以内というのが疑義があるところなんですけど、実際に20分も1つの議案で討論し続ける人はもちろんいるかもしれないですけど、それだけの熱意があるからやっているんだというふうに考えれば、それはそれだけのことですので、削りましょうか。</p>
安藤委員	<p>削ってしまうと制限がなくなるというのはちょっとどうだろうなと思います。</p>
花村委員	<p>概ねとかそういった意見もあるけど、ふんわりした制限だと、ないに等しいような話だから、なしでいいのではないかという意見申し上げます。</p>
南谷清司委員長	<p>確かに原則というのはないと一緒にしますので、佐藤委員は削るという案はいかがでしょう。</p>
佐藤委員	<p>その場合、1つの議案に対する討論は10分以内とするという記載を削ることに賛成です。</p>
南谷清司委員長	<p>それでは、申し訳ないですけど、多数決で1つの議案に対する討論は10分以内とするは削除するということで、長々とやる人がいたらその時はどこかで考えるということで、これで質疑時間は終了です。この修正案も議運のほうへ送ります。</p> <p>続いて政務活動費です。政務活動費についても前回ご意見をお伺いしました。政務活動費の使途が市民への議員の意見の広報に偏っていないかという話で、その一方、条例では何に使うかは定義されているので、それ以上踏み込む必要があるのかないのか、踏み込むとしたらどんな理由でという話になってくることになります。これはなかなか難しい話で、政務活動費そのものは地方自治法で定義が決められていて、その他の活動という表現になっていますので、</p>

	<p>そこでも用途が明確に決められているわけではございません。用途に制限をつけるとなると、法的には難しい議論をしていかなければならないということになるわけですが、ちょっとこの辺の議論をもう一度。一つは、条例に規定しているので、条例を守ればそれ以上のことはいいんじゃないのという話です。もう一つ考えうるとしたら、基本的な考え方、制限とかではなくて、基本的な精神というか、それをもう一度申し合わせみたいな形で作るかどうかと、守る守らないは別にして、政務活動費はこういうふうに考えていますよというのを議会として作るかどうかなんですけど、これも作ったところで、手間暇の割にはメリットがある感じもあまりしないなというようなことで、ちょっとご意見をお聞きします。</p>
花村委員	<p>政務活動費のまとめというか、年度の終わりにこれだけ使いましたというときの報告では、その他というのはなくて、広報であるか、研究であるか、調査であるか分類を分けて報告しておりますので、正常に使われているものと思っております。</p>
南谷清司委員長	<p>説明不足でしたけど、地方自治法では政務活動、その他活動とあって、その他ということになっているんです、その「その他」の内容を条例で定める。ですから、その他がそのまま生きてこないの、使い方の分類は条例で定めますから、この条例にはその他は入っていませんので、ここにいろいろなものが入ってくる。個の住民相談、市政の課題とか市民の意思を把握し市政に反映させる活動とか、こういうことは地方自治法には書いてないんです。その他を詳細に決めるのが条例で決まって、この4条が最終です。この最終にはその他はないので、これだけしかだめという、そういうような建付けになっています。</p>
安藤委員	<p>この4条のままで大丈夫だと思いますけど。</p>
南谷清司委員長	<p>特に制限についてうんぬんを議論しなくても、4条があって4条を守ればそれでいいのではないかという話です。</p>
佐藤委員	<p>図書の問題というのがあると思います。調査研究の一環として本を買う費用というのが対象となっているわけですが、一方で議会図書室を強化することができますと、会派独自ではなくて、図書室の蔵書が充実していくことにな</p>

	<p>ります。なので、皆さんの利益にもなっていくことがあります。なので、皆さんの利益になるようなものと会派独自の利益になるものと区別することが必要ではないかというのがまず一つです。次に、住民相談などということになっておりました、「など」は広い意味がある言葉ですから、今だとインターネットに関する広報費用とかには出ないという扱いになっているわけですがけれども、そういったことも必要ではないかと考えますし、若干変える必要があるのかなというのが私の意見です。</p>
南谷清司委員長	<p>最初の区別をするというのは、誰のためになるかという話で、目的で区別するんだろと思うんですけど、これは当然議員なり会派のための費用に限定されていますので、議会全体の図書館とは別の予算でダブらないようにそれぞれがするという事なんだと思いますが、次の住民相談などの「など」は市政の課題、市民の意思を把握にかかってくるので、市政の課題及び市民の意思を把握するための経費、そこにインターネット経費が入るか入らないかという話ですよね。面談をするための会議室の経費なんかはおそらく入るんだろけど、ネットで公募した場合のネットの費用はどうかという話ですね。これは政務活動費のさらに細かい運用の話になってきますので、備品をどうするかとか、消耗品はどうなるかとか、その辺の話になるので、ちょっと別にさせてもらえますか。これ以上に用途制限を何か議会として加えるか、まずこれを守って、それで十分じゃないかという、細かい運用は別にさせていただきたいと、そういう観点だとこれでいいということでしょうか。</p>
佐藤委員	はい、これでいいです。
南谷清司委員長	承知しました。
後藤國弘委員	現状のままでいいとは思いますが、政務活動費を会派に支給するのか個人に支給するのか・・・。
南谷清司委員長	それは後からやります。
後藤國弘委員	活動費に関しては4条があるので、それでいいと思います。

花村委員	私も現状のままでいいと考えますし、今の政務活動費の金額自体が極めて低く設定されているわけで、その中で偏っている偏っていないことを言う以前の問題というふうに思いますので、仮に政務活動費が岐阜市のように金額が大きい場合に偏っているかどうかという話になるかもしれないけど、羽島市の場合、金額が大きくないので、これ以上の用途制限は必要ないと考えます。
南谷清司委員長	<p>皆さんに意見をお聞きして、満場一致ということで、これ以上の用途制限は不要ということでよろしくお願ひします。</p> <p>それで、先ほどの運用について、こういうものに使える、こういうものには使えない、消耗品とか備品とか、今の状況は何か規程があるのかどういふふうなのか、事務局から説明いただけるとありがたいのですが。</p>
議会総務課課長 補佐	政務活動費に関しましては、全国市議会議長会から運用についてのマニュアルのようなものが来ております。その基になりましたのが、裁判事例、特に不適切使用を疑われたり、あるいは返還請求、住民からの監査請求等々の積み重ねとかで、それらを回避する適切使用という観点でまとめられております。それが一通り発行されております。
南谷清司委員長	それは事務局が持っているだけで議員が見れる状況になっていますか。
議会総務課課長 補佐	全国市議会議長会のホームページで閲覧が可能であったと記憶しております。
花村委員	今、項目でわけているじゃないですか、4項目か5項目、それを報告していただけますか。
議会総務課課長 補佐	用途基準といたしましては、羽島市議会政務活動費の交付に関する条例というところに別表ということで載せさせていただいております。それを読み上げさせていただきますと、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費の6項目が列記されております。
花村委員	我々はこの中に項目として入るものしか政務活動費として請求していないわけで、消耗品というか、これに当たらないデジカメを買ったりとか、部屋の鉛筆削りを買ったり

南谷清司委員長	<p>とか、そういったことはしていないわけで、厳格に使用されていると考えております。</p> <p>羽島市は全部公表して、領収証も公表していますので、非常にオープンな形ですし、報告書の様式がそうなっているということですよね。備品が買えるか買えないかというのはなかなか微妙なところがおそらくあると思うんですが、細かい運用については議題になるかならないかわかりませんが、一度議長会のホームページにあるという運用を見ていただいて、羽島市の今の運用では困るというようなことがもしあれば、政務活動費のさらに細かい運用というところで議論できる機会があればと思いますので、一度見ていただいて、また何かあったら申し出をください。</p>
佐藤委員	<p>前半は終わりで、後半は政務活動費の増額ともう一つは支給を会派か議員かという、この2つが残るわけですが、増額については私からのお願いですが、議員定数削減を議会改革特別委員会の最後のところで議論しようかと思っています。この増額は議員定数削減と絡んで話すことになる可能性が高いので、私たちの任期中に話そうと思うんですけど、そこまで延ばさせていただきたいと思いますので、よろしいですか。</p>
南谷清司委員長	<p>今の意味がよくわからないんですけど、政務活動費を増額するかと議員定数を削減するかは必ずしも同じとは限らないんですが。</p> <p>同じではないですが、絡めて議論される可能性があるということです。議員定数を減らして増額しようという、多分増額だけでは話し合いが難しいので、増額しようと思っても難しいので、議員定数を減らす分議員の活動を充実させようと、それで政務活動費を増額させようという流れの議論が起きるので、そういう理由で一緒のところへ持って行ってはどうかという話です。</p>
花村委員	<p>定数の関係とひっくるめてという意味合いは予算の関係とされますけど、政務活動費が年間8万円という金額の中で、なかなか定数の関係とは絡み合っていない、低廉な金額ではないかという感じがしておりますので、これは別々で考えていいのではないかという意見を申し上げます。</p>

南谷清司委員長	<p>増額の議論をしないというわけではなくて、議論がややこしくなるといけないので、後のほうに回して、一緒になっても別々でもいいんですけど、今議論すると、多分その話が出てくるので、そうするとそこで議論が止まってしまうので、後でやりましょうという、一緒にしましょうということではなくて、同じところに、両方とも同じタイミングで議論できるようにしましょうという意味です。</p> <p>それでは一番下の会派か個人かという、その話です。法的には会派でも個人でもどちらでも許されるようです。羽島市議会では会派になっています。個人のところも当然議会によってはあるでしょうが、会派になった理由は何かご存じの方いらっしゃいますか。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>会派制を念頭に置いたというところの運用の中で、過去、政務調査費という以前の制度からのものであったということと、最近の話で申し上げますと、議会基本条例でも改めて政務活動費を会派に支給するというところで、このときの議論の前提と言いますか、根本は会派での活動をするという前提が改めて決められたと記憶しております。</p>
南谷清司委員長	<p>会派としての活動を前提としているので会派に支給することなんですね。</p>
花村委員	<p>会派の中で個人的に調査に行ったら、それは会派の政務活動費として上げれば良いと考えます。</p>
南谷清司委員長	<p>仕組み上はそういうふうなんですが、会派に支給されている以上、一議員が使いたいと言っても会派の了解を得ないと使えないですので、個人に支給すれば、国会でもありますが、個人から会派が吸い上げれば、議員の了解を得て、8万円のうちの5万円は会派が吸い上げるという方法もあるし、どちらからどちらへ行くかという話なんですが、なぜ会派なのか。私の感覚としては、議員は個人個人が基本ですので、個人に支給して、それで会派として活動する必要もあるので、各会派でそれぞれ相談して必要額をみんなから集めて使うというほうが自然な気がするんですけど。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>先例上の解釈からの話になりますが、平成24年の先例で、会派に所属しなかった議員が発生した際に、その会派に所属しない議員に、当時政務調査費と言っておりました</p>

南谷清司委員長	<p>が、交付しないとした先例がありますので、そういう先例の解釈から、現在会派に対する交付ということをしていると解釈されます。</p> <p>その先例は羽島市の先例ですか。というと、そのかたはひとり会派にもしなかったんですね。このことはなかなか難しいかもしれませんが、賛成反対を採るというわけではなくて、みなさんどうお思いですかということでもちょっと聞きますので、私の感覚では政務活動費が議員個人個人が自由に使えるということをごとまで保証していくかという、そこの考え方だと思っております。会派に支給するということは会派の了解を取らないと議員個人では使えない、議員個人に支給すれば議員個人が自由に使えるという、そのバランスをどういうふうにとっていくのかが一番羽島市議会にとって健全かというようなところだと思います。もう一点忘れていけないのが、議会事務局の負担をどう考えるか、一人一人にすると作業は大変だろうなという想像もできるわけで、その辺も考えながらというようなところでご意見をお尋ねします。</p>
安藤委員	<p>私個人の意見としては今まで通り会派に支給で、個人にすると委員長おっしゃられたように事務局のご負担も増えるでしょうし、会派で使っていた方がありがたいです。</p>
佐藤委員	<p>私の意見は安藤委員と全く同じです。</p>
後藤國弘委員	<p>基本的に地方自治法からすると政務活動費は会派または議員個人という考え方をしてるので、これは羽島市が会派に支給すると決めてしまつては地方自治法反すると私は思うんです。その用途については条例で定める部分ですけど、ここは会派または議員個人に支給する考え方に変えるべきだと思います。今まで通り会派に支給でよければそれでいいですし、個人で欲しいという人がいればそれでいいと思いますし、先ほどの先例のように会派に入らなければ渡さないという考え方は違うと思います。</p>
南谷清司委員長	<p>そうすると、手続き上は議員個人が自分でもらうというか、会派に渡してもらえばいいですよというか、それぞれを決めていくという、そういう発想ですね。</p>

花村委員	私は現状でいいと考えますし、会派の中で個人でお使いになりたい場合は会派の中です承の上、使っていただけるような形で、個人に対しての活動についても保障していけば十分現状のままで保障できるのではないかとというふうに考えます。
南谷清司委員長	全体の意見は現状のままというかたが多いということですので、基本的にはそういう方向だと思いますが、急ぐ話ではないので、次回、決を採りたいと思います。
花村委員	後藤委員言われた、会派または議員に対して政務活動費を交付することができるかと地方自治法に書いてあるということなので、羽島市が法律違反をしているわけではないと考えますが、先ほど違反しているというような発言があったけれども、確認をお願いします。
後藤國弘委員	法律違反とまではいかないですけど、地方自治法の趣旨からすればそういう形に取っておくべきではないかと考えます。
南谷清司委員長	先ほどの話で、会派にまとめるか、各議員かはそれぞれ議員が判断すると、それで私の分は会派にまとめてくれればいいですよ、それで会派が全員まとまってしまうと会派に支給しますと、けど、私は個人に支給してくださいというかたがいたら個人に支給するパターンも残しておくべきではないかという、そういうご意見のようです。ふたりはひとり会派で、あとは自民清和会にいるわけですので、いろいろ話はするんですけど、そういうこともありながら。
佐藤委員	後藤委員の意見を伺って、それも一理あると思ったところであります。特に会派に所属していない議員は、今は一切交付されない一方で、会派を作るかどうかというのは各議員の判断ですので、結成しないことはあり得ると思います。結成しないからといってもらえないということは違和感があるので、その点は後藤委員と意見が近いと思います。
南谷清司委員長	またちょっと次回、そこで最終的に決めましょうということで、各自ご検討をいただけたらと思います。議員個人の政治活動の自由度をどう担保していくかという、そこに最終的には行くんだと思うのですが、何がいいか何が悪いかということになるとなかなか難しい、特に事務局の負担

も考えないといけないし、ミスが起きる可能性も個人にすると増えることは確かだと思いますので、その辺も全体を見ながらということで、この件は最終的な判断は次回でお願いしたいと思います。

以上で今日の予定は全て終わりました。あと残るのが議会図書館うんぬんの話です。議会図書室及び情報システムの充実なんですけど、ここで3つほど、議案とか議事録を図書室に常備すると、議事録は確かあったかと、議案はないですね。議案を確認するというのはなかなか困難な話で、議事録だけあっても議案がなかったら何が決まったかわからないと私は思うんですが、それはそれとして、議案、議事録、資料、申し合わせをウェブ上で公開するかどうか、議案と議事録は公開されていますが、議案といっても市が提出した議案だけですので、意見書とか請願とか、そういったものが公開されていないと、あと、議員の申し合わせ事項も公開されていないということですね。最後、各委員会を含む議会日程、本会議の日程は決まると公開されるんですけど、委員会の開催日程が公開されていないので、傍聴しようと思っても、いつ開かれているかわからないので傍聴ができないという、そういう状況だということです。このあたりについて、レジュメにまとめさせていただいたのですが、事務局の話もありますので。

すみません、控室が先でした。会派控室の割り当てについてということです。会派室の設置と割り当て方についてというのがあって、今までは議会運営委員会に諮る諮らないはあるにしても、全員協議会で相談して決めていると、会派代表者の意見を踏まえながら案を作って全員協議会で決めていると、そういう流れです。多くの議会がそのような流れだろうと思うのですが、意見として出ているのは、それはそれでいいとして、そのときの基本的な考え方、基準といいますか、それについてはある程度合意事項としておいたほうがいいのではないかと、その基準に従って会派とか議会運営委員会とか、そこで具体的にこうしましょうということを含めて全協で決定していくと、そういうふうにしてある程度基本的な考え方を決めておいたほうがいいのではないのでしょうかというのが意見としてあったということで、ここで相談しましょうということになっております。そこで、その申し合わせ事項は何かと言いますと、私の作ったレジュメの3ページの後半です。ポイントは何かというと、選挙後の議会運営委員会で原案を作成して、全員協議会で議論すると、これは今までどおりで何も変わり

ません。その次、ポイントは基本的には一人当たり面積が同じようになるように割り当てをしましよと、絶対同じになるとは限らないので、同程度であることを基準として割り当てましよと、同じ会派の人は同じ部屋になるようにしましよねと、当たり前の話ですが、それで、ひとり会派で一室というわけにはいきませんので、複数のひとり会派が同室になることはありますと、それで会派人数構成が多い会派から部屋を選択していきましよと、このような基本的なことを踏まえてみんなで相談しましよというふうにしてはどうかという話です。これについてもこういう申し合わせ事項を作って、それを踏まえて議論していくか、何もなしでゼロからスタートして議論していくのかどうするかという話です。県議会とか国会は明文化されているかわかりませんが、申し合わせか阿吽の呼吸か、こういうような方法でやっています。人数が減ると部屋が狭くなる、偉い人の部屋が1個減ったとか、そういう話がよく新聞をにぎわしていますが、ポイント、論点は今まで通りゼロベースでその時の雰囲気、状況でみんなで相談しましよというのか、それともある程度の方考え方を決めておいて、それに基づいて協議して決めましよかという、どちらにしましよかというようなことが論点になると思います。

安藤委員

議員一人一人の面積というか、それを明確にして、会派が大きくなったら大きい部屋が使えるようにとか、小さくなったら小さい部屋に移っていただくとか、その部屋を触ることはできないと思いますので、そういう配慮はしていくべきではないかと思います。

佐藤委員

話が若干ずれてしまうかもしれませんが、共有スペースが会派室とは別に18人掛けのいすが置いてあるところがあります。ただ、現実1回も18人が集まっているのを見たことがありません。要するに、無駄なスペースがあるんじゃないかというふうに考えています。そうすると、そもそも市の庁舎の最有効活用の観点からすれば、そこにもうちょっと部屋を作るべきじゃないかと思いました。そうしてみると、部屋を作る場合に関しては複数のひとり会派を同室に割り当てることを許容する事態はないかもしれません。ですので、現状の使われ方に即した議論というのが必要ではないかということをお願いしたいと思います。

南谷清司委員長	<p>そこの共有スペースができたのは設計時ですよ、議会で検討して議会でこういうふうにしましょうということになって設計されてできたんだらうと思いますが、あれを変えるという可能性はあり得ますか、工事をするという。無駄なスペースを有効な議員の控室に改修するということができないんですけど、事務局としてはとても予算折衝しても無理だし、市民の理解も得られそうにないという話なのか。</p>
議会総務課長	<p>そもそも議員控室は旧庁舎にも議員控室があって、新庁舎にもというのは議会が要望して作られたものですので、それを会派室にするというのは難しいです。</p>
南谷清司委員長	<p>そうですね、朝令暮改という話ですね。ですから、前の議会が検討を積み重ねてきて決めたことで今スタートしているの、それをたった3年で変えるということはとても難しいという、そういう話です。</p>
佐藤委員	<p>難しいということですから、難しいでしょうね。あと、窓がある部屋とない部屋がありますので、窓の扱いをどうするのかというのは考えたほうが良いという気がしました。</p>
南谷清司委員長	<p>申し合わせ事項の案の中には、会派人数構成が多い会派から控室を選択するという一文がありますので、大変申し訳ありませんが、ひとり会派は最後の方の残った部屋になるというようなことに、この案だとそういうことになります。</p>
後藤國弘委員	<p>佐藤委員の言われることには大変心惹かれるんですが、現状ではなかなか改装するのは難しいという話なんですが、ぜひひとり会派の人がうちの会派もひとつ部屋が欲しいと申し出ていただいて、改革していただければいいのかなと思っております。現状ではこのような形でいいと思います。</p>
花村委員	<p>委員長考えていただいた案は今行われている現状を明文化されたと思いますので、これでいいと思うけど、2の(4)の会派構成人数が多い会派から控室を選択するというふうにされているけど、同じ人数の会派でどの部屋を選択するかについて、一文足した方がよいということを考えました。現状ですと、公明党さんと元気・羽島クラブさんが2人で</p>

同人数だけど、公明党さんの方が環境がいいだろう、窓のある部屋をお使いになっているから、同人数の場合、くじにするのか双方の相談で決めるのか、その辺をちょっと書いておいた方がいいかなという気がしました。

南谷清司委員長

くじというのは規約にはなじまないもので、相談でしょうね。

それでは、概ねご理解をいただけたということですので、これについても次回最終決定させていただきたいと思えますので、もう一度ご確認をお願いします。私、当時控室を決めるときの議員ではなかったのと言う資格はないんですが、なぜ議員の談話室的な控室があるのかということが疑問というか不自然ですね、談話室、税金使って作ることかなという、ロビーもあるし、そこにも隙間があるし、私個人的には思っておりますけど、私がとやかく言える立場ではないなということで、佐藤委員と同じような気分です。

それでは、今日は1時間で終わりますして、次は⑥から議員定数の削減と政務活動費うんぬんと⑧の所信表明というところへ次の12月議会中で進めていきたいと思えます。12月議会中、委員会が終わってからとなりますと、20日午前10時からよろしくをお願いします。先ほどの最終決定しないといけない項目と⑥⑦⑧といったところになります。⑦はなかなか議論をしないといけない、これに政務活動費の増額というのも入ってきますので。⑧は制度の導入ですけど、どういう仕組みで導入するかなかなか難しい、立候補してない人が当選してしまうということもあるかもしれないしという話で、いろいろ制度的に設計が難しいと思ったりもしています。

以上ですが、議長さん何かありますか。

藤川議長

皆さん熱心にご審議いただきましてありがとうございます。少し気になった点がございまして、政務活動費についてなんですけど、会派支給となった場合でも会派において認められれば個人での使用も可というようなご意見があったかと思いますが、現状そのようなルールになっていないんじゃないかと、会派に支給された以上、会派で使うというような運用のされ方になっていたんじゃないかということで、再度ご確認をいただけたらと思えます。例を挙げるとすれば、会派に支給されたものを個人で使っていていいと会派が認めた場合、広報紙が発行できるのかということにもなりかねませんので、あくまでも会派に支給されたら会派

	<p>の活動として使うということになっていた気がしますが、その辺りの確認をお願いできればと思います。</p> <p>あと、これは委員長に確認しないといけないかもしれないですけど、会派控室に関する申し合わせ事項（案）の3の議員控室は任期中の4年間は原則として固定するという部分はいいんですが、その期間中に会派構成の異動が生じた場合は当該会派の責任において処理するというのは、例えば私はこの部屋に行きたいからこの部屋にしますと当該会派の人が主張した場合、そのようになってしまうのかというところで少し気になりましたので、どういうことなのかということをはっきりとさせたうえで次の会議に臨んだほうがいいのではないかと思います。</p>
南谷清司委員長	<p>イメージとしては、ひとり会派になると、会派を脱退するかどこかとくっつくかという話になると、関係する会派だけでうまく収まればいいですけど、他の会派の部屋に入りたくなればそこの会派の人の同意が要りますので、それを原因のところが処理をする、原因の発生源の会派が処理をする、受け入れ側の同意をとるのは発生源の会派。</p>
藤川議長	<p>場合によっては部屋がないということも、受け入れてもらえないということも。</p>
南谷清司委員長	<p>そのままおる、どこかの部屋にはおるので、自分は独立したいと言ったら、その会派は出ていくことはいいよと言うかもしれないけど、受け入れてもらう会派の了解も得ないと、それは発原因の会派、元の会派と出ていく人の会派の2つの会派が自分の責任において処理をする。どうしようもなかったらそのままという考え方。</p>
花村委員	<p>委員長言われたときに、会派の構成員が変わるわけですよ。そうすると、構成に応じて会派室を割り当てるという原則からいくと、当事者じゃないところも巻き込む可能性があるということをは危惧しました。</p>
南谷清司委員長	<p>人数が変わりますので、ダイナミックな異動が起きる場合もあるし、ひとりだけの場合も、いろいろな場合が想定されますので、その都度やり直すというわけにはいかないので、4年間は原則として固定しておいて、どうしても動きたいという会派が出てきたら、独立するなり何なりで、その行先とか関係会派の承諾を自分で得て自分で解決して</p>

	<p>新しい割り振りを作ってくださいという趣旨です。 それでは、予定していた時間を過ぎましたので、これにて閉じさせていただきますので、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了＝午後４時０９分】</p>
--	---